



2026年3月2日

各位

上場会社名	任天堂株式会社
代表者	代表取締役社長 古川 俊太郎 (コード番号: 7974 東証プライム市場)
問合せ先責任者	総務本部長 山岸 健太郎 (TEL: 075 - 662 - 9600)

### 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による 自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたが、その具体的な取得方法について、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取得の方法

本日(2026年3月2日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値8,742円で、2026年3月3日午前8時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

#### 2. 取得の内容

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式          |
| (2)取得する株式の総数 | 11,430,000株     |
| (3)取得価額の総額   | 99,921,060,000円 |

(注1)当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われな  
い可能性もある。

(注2)取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

(注3)2026年2月27日付で公表した「株式の売出しに関するお知らせ」に記載の引受人の買取引  
受による売出しの売出人である野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)、株  
式会社京都銀行、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社りそな銀行は、当社が上記自己株  
式の取得を決定した場合、それぞれこれに応じて、その保有する当社普通株式の一部につき  
上記自己株式の取得に応募する意向を示している。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

### 3. 取得結果の公表

2026年3月3日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(ご参考)

2026年2月27日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- (1)取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2)取得し得る株式の総数 14,000,000株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する割合 1.20%
- (3)株式の取得価額の総額 1,000億円(上限)
- (4)取得期間 2026年3月3日(火)から2026年3月4日(水)まで
- (5)取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
- (6)その他自己株式の取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
  - (注1)市場動向等により、一部又は全部の取得が行われぬ可能性がある。
  - (注2)当社がToSTNeT-3による自己株式の取得を決定した場合には、事前に公表した上で実施する。
  - (注3)同日公表の「株式の売出しに関するお知らせ」に記載の引受人の買取引受による売出しの売出人である野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)、株式会社京都銀行、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社りそな銀行は、当社が上記自己株式の取得を決定した場合、それぞれこれに応じて、その保有する当社普通株式の一部につき上記自己株式の取得に応募する意向を示している。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。